

薬生食輸発0611第2号  
令和元年6月11日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成31年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(台湾産養殖鰻のフェニトロチオン、ニュージーランド産柿のメトキシフェノジド及び中国産レイシ(ライチ)の4-クロルフェノキシ酢酸)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第4号(最終改正:令和元年5月30日付け薬生食輸発0530第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、台湾産養殖鰻及びニュージーランド産柿の輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第11条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、台湾産養殖鰻のフェニトロチオン及びニュージーランド産柿のメトキシフェノジドに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加することとする。

また、中国産レイシ(ライチ)の4-クロルフェノキシ酢酸について、検査命令を解除したことから、平成31年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和元年 6月11日	台湾	養殖鰻及びその加工品	残留農薬 (フェニトロチオン)	JYOUETSU INTERNATIONAL CO., LTD.
	ニュージーランド	柿及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬 (メトキシフェノジド)	NEW ZEALAND GOURMET HOLDINGS LTD.
	中国	レイシ(ライチ)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬 (4-クロルフェノキシ酢酸)	